

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長
	有・無期限
平成17年10月6日から 平成18年10月5日まで	

基監発第 1006001 号

平成 17 年 10 月 6 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

労働時間管理の適正化の推進について

労働時間管理の適正化については、平成 13 年 4 月 6 日付け基発第 339 号「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」（以下「労働時間適正把握基準」という。）及び平成 15 年 5 月 23 日付け基発第 0523004 号「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針について」（以下「指針」という。）等に基づき、各都道府県労働局において積極的な取組がなされているが、未だ賃金不払残業が発生している状況等がみられるところである。

このため、本年度においても、賃金不払残業総合対策要綱に基づき、本年 11 月を賃金不払残業重点監督月間として標記を重点とする監督指導を実施することとするので、下記に留意の上、これが取扱いに遺憾なきを期されたい。

なお、監督指導に際しては、必要に応じ、指針についてリーフレット等を活用し、その周知徹底に努められたい。

記

各署において本年 11 月に計画している一般労働条件確保・改善対策に係る定期監督（XXXXXXXXXXを主眼とする監督を除く。）を実施する場合には、労働時間適正把握基準の遵守状況も重点事項の一つとしてその実態を確認し、関連通達に基づき確実に必要な指導を行うとともに、別添様式の監督付表を作成すること。

局においては、署において作成した監督付表の写を取りまとめ、本年 12 月 16 日（金）までに本省監督課あて報告すること。

労働時間管理の適正化に関する監督付表

() 局 () 署

1 事業場の属性

事業場名						
業 種 (報告例規)	大分類	中分類	小分類	業		
労働者数	1～9 人	10～29 人	30～49 人	50～99 人	100～299 人	300 人以上
企業全体の 労働者数	1～9 人	10～29 人	30～49 人	50～99 人	100～299 人	300 人以上
労働組合の有無	過半数組合あり		過半数組合なし		労働組合なし	

2 労働時間管理の方法（該当するものに○を付すること。部署等によって違う場合は複数回答可。）

- ① 自己申告制
 ② 使用者が自ら現認することにより確認し、記録
 ③ タイムカードを基礎に確認し、記録
 ④ ICカード、IDカードを基礎に確認し、記録
 ⑤ パソコン入力を基礎に確認し、記録
 ⑥ その他 ()

3 法違反等の状況（該当するものに○を付すること。）

(1) 何らかの法違反の有無

有 無

(2) 「有」の場合の下記違反の有無

	事業場全体	自己申告制対象労働者
労働基準法第32条違反	有 ・ 無	有 ・ 無
労働基準法第37条違反	有 ・ 無	有 ・ 無
うち 時間数の不足	有 ・ 無	有 ・ 無
うち 算定基礎賃金の不算入	有 ・ 無	有 ・ 無
うち 割増率の不足	有 ・ 無	有 ・ 無
うち 労基法第41条第2号の範囲外	有 ・ 無	有 ・ 無
労働基準法第108条違反	有 ・ 無	有 ・ 無
労働基準法第109条違反	有 ・ 無	有 ・ 無
労働安全衛生法第66条違反	有 ・ 無	有 ・ 無

4 労働時間管理適正化基準に係る状況（該当するものに○を付すること。）

(1) 労働時間管理適正化基準に係る指導票交付の有無

有 無

(2) 「有」の場合の指導事項

	基準2の (1) 関係	基準2の (3) ア関係	基準2の (3) イ関係	基準2の (3) ウ関係	基準2の (5) 関係	基準2の (6) 関係
指導事項						
うち自己申告制 対象労働者に係 る指導あり						